

近江湖南のサンヤレ踊り 小杖祭りの祭礼芸能



ユネスコ無形文化遺産に登録！

ユネスコ無形文化遺産登録

昨年11月30日に小槻大社の祭礼、小杖祭りが「近江湖南のサンヤレ踊り」として、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。

ユネスコ無形文化遺産は、「無形文化遺産保護条約」によるもので、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」を作成することとなっています。今回は、「風流」の精神を体現し衣装や持ち物に趣向をこらし、歌や囃子にあわせて踊る民俗芸能である全国41件の「風流踊り」が一覧表に記載されました。

その一つが、「近江湖南のサンヤレ踊り」で、小槻大社（下戸山）に伝わる小杖祭りの花笠踊りのほか、草津のフ地域につたわるサンヤレ踊りが含まれます。室町時代に都で流行した疫病払いの風流囃子物をいまに伝えるものです。



小槻大社 宮司
小杖祭り保存会 会長
宇野 日出生 さん

ユネスコ無形文化遺産に登録され、大変喜ばしいです。コロナ禍とはいえ、祭りを伝承することに大きな意義があります。近年は芸能奉納が行われていませんでしたが、今年こそ開催したいです。



小槻大社

奈良時代に栗太郡の郡司を務めた氏族、小槻氏。その祖先を祭るのが小槻大社です。1519年（永正16）に建立された本殿と、本殿内の宮殿に安置されていた神像（伝落別命像、伝大己貴命像）は重要文化財に指定されています。

今年ほうさぎ年！



「真向きのうさぎ」は
神社の随所でみられます

小杖祭り

室町時代、武士青地氏の家来である榊本衆により、祭礼の原型ができていたということがわかっています。

5月5日の例大祭では、本殿前や御旅所などで、華やかないでたちの子どもたちが太鼓や摺り鉦を奏でながら踊ります。大きく赤い傘鉾と五色の短冊をつけた榊が彩を添え、囃し手が独特の神事歌で囃します。

祭りは岡・宮ヶ尻、目川、川辺、坊袋、山寺（草津市）の5つの村が干支の順で担当します。



祭りは YouTube で公開しています





4



3



1



5



2

輪番制で担当される小杖祭り

1. 川辺 (申・卯年)
神には布の輪が取り付けられる
2. 坊袋 (未・丑年)
音頭取り、傘持ちのこだわりの衣装
3. 目川 (辰・戌年)
傘鉾には五色の色紙と桜花が彩を添える
4. 岡・宮ヶ尻 (亥・己・寅年)
桜花がちりばめられた華やかな傘鉾
5. 山寺 (草津市) (子・酉・午年)
榊持ちは餅を着た子どもたちが担当



御旅所 (岡地先) での奉納の踊り

14 時頃
到着・昼食

踊りの奉納

祭りの主役は
子どもたち

祭礼MAP

5月5日 例大祭

各地域で準備を整え、一行は小槻大社へ。神事後、御旅所まで渡御します。



小槻大社本殿前から神輿とともに約1キロの道のりを練り歩き、御旅所に向かいます。

龍王社 小槻大社 本殿

13 時頃
祭礼開始



境内の龍王社前で一踊り



神輿に鳳凰がとりつけられ、渡御の準備が整います。

で大変貴重な歴史文化資産です。今年には川辺が祭りの当番です。新型コロナウイルスの感染状況をしながら、工夫して祭礼の準備をし、みんなで伝統をつないでいきたいと思っています。



氏子総代 (川辺)
奥村 健一 さん

小槻大社や祭礼行事は地域にとつ

税の申告納税はお早めに

申告相談・受付 2月16日(木)～3月15日(水)

令和4年分所得税の確定申告と令和5年度市県民税の申告相談・受付を、期間中、キラリ工草津のほか、市内各会場（6ページ参照）で行います。所得税の還付申告は、2月15日(水)以前でも税務署で受付しています。昨年より、会場が草津税務署から変更されています。詳細は「草津税務署主催・キラリ工草津（市民総合交流センター）での申告（5ページ）をご覧ください。 ※草津税務署やキラリ工草津では市県民税の申告受付はできません

■各申告会場に来場の際のお願い

- ・37・5度以上の発熱、咳などの風邪の症状がある場合、入場をお断りすることがあります
- ・マスクの常時着用、検温、手指消毒にご協力ください
- ・少人数でご来場ください

■自宅のパソコンやスマホで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額を入力すると、税額などが自動計算され、確定申告書が作成できます。

国税庁…

<https://www.nta.go.jp>



【申告書の提出方法】

①印刷して提出

②e-tax(電子申告)

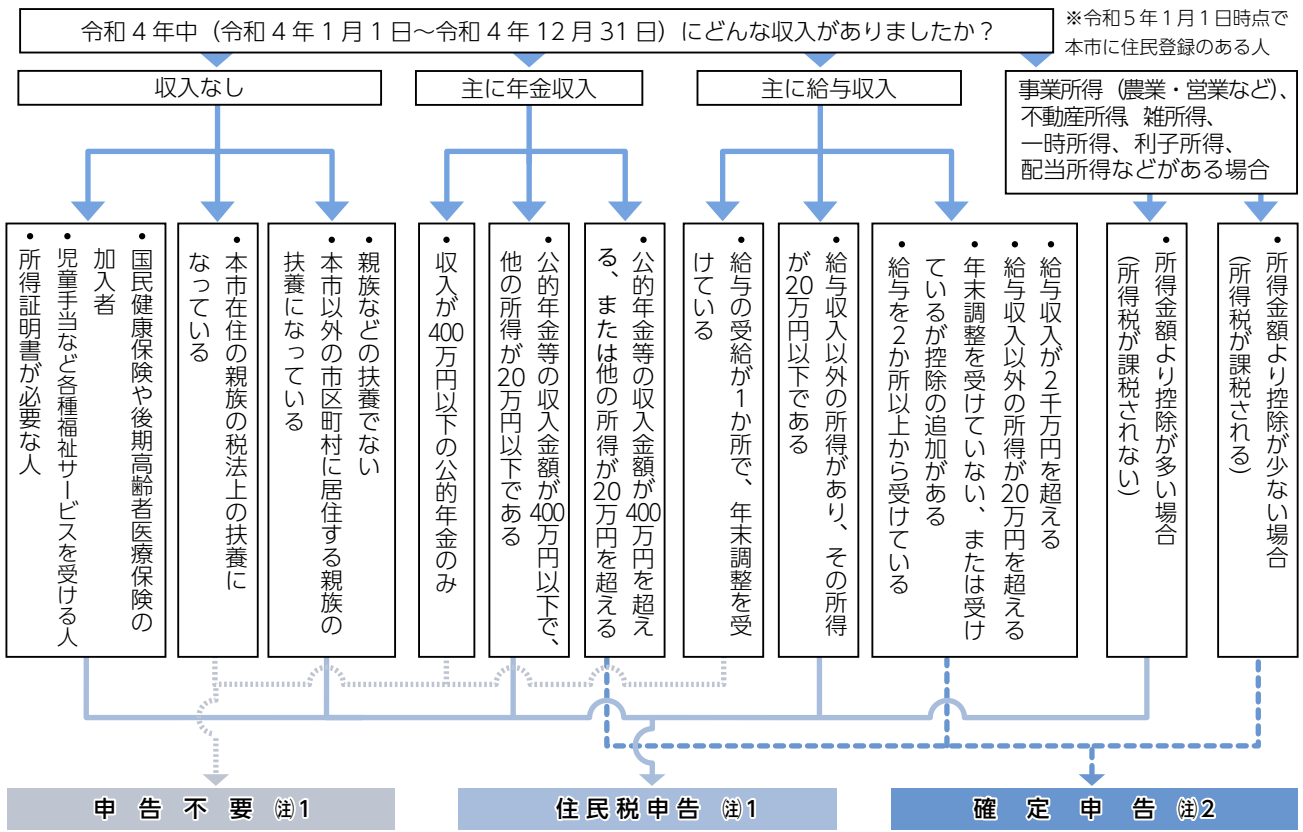
※マイナンバーカードなどが必要

■所得税・復興特別所得税の確定申告

所得税と復興特別所得税の確定申告は、納税者が1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税と復興特別所得税の額を計算することとなります。申告漏れにならないようにご注意ください。

■申告をすれば税金が還付される人

- ①令和4年中に一定の要件で住宅を取得、入居し、住宅ローンのある人
- ②令和4年中に多額の医療費を支払ったため、医療費控除を受ける人
- ③災害、盗難に遭ったため、雑損控除を受ける人
- ④年の途中で退職し、年末調整を受けていない人など



※源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受けている人は確定申告が必要です

① 各種控除（医療費控除など）の申告により、所得税が還付されたり、令和5年度市県民税が減額される場合があります。また、青色申告や分離所得、損失の繰越申告・繰越控除、住宅借入金特別控除、外国税額控除等の申告をする人は確定申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署にお問合せください

② 確定申告を提出すると、住民税の申告を行ったことにもなります。「住民税・事業税に関する事項」欄の記入漏れにご注意ください

申告に必要なもの

- ・マイナンバー（個人番号）のわかる書類（個人番号カード、通知カード（記載事項に変更がない、または正しく変更手続き済のものに限る））
- ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証など）
- ・源泉徴収票（給与・年金所得のある人）
- ・収支内訳書や青色申告決算書（事業所得や不動産所得がある人）
- ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など
- ・生命保険料、地震保険料などの支払額の証明書
- ・医療費通知、所定様式の明細書、保険などで補填された金額の分かるもの（医療費控除を受ける人は、あらかじめ明細書を作成してください）
- ・家屋（土地）の登記事項証明書、売買（請負）契約書の写し、借入金の年末残高証明書（住宅借入金等特別控除を受ける人）
- ・還付先口座がわかるもの（本人名義）
- ・税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき
- ・筆記用具と計算機

■申告書に関する注意

令和4年分（令和5年度）の申告から申告書は「A・B」の区分がなくなり、新しい申告書に一本化されます。

■医療費控除の申告

◆事前に明細書を作成しましょう

・領収書の提出は不要ですが、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示または提出する必要があります。

・健康保険組合などが発行する医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

※医療費通知の発行については、加入する健康保険組合などにご確認ください。

※医療費助成などを受けた場合は、その金額を差し引いてください。
※医療費通知に保険者番号や記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください

■ふるさと納税（寄附金控除）の申告漏れにご注意ください

・ワンストップ特例の適用を申請していても、①・②のいずれかに該当する場合、適用が無効となり、その年のふるさと納税の全額について所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。
①医療費控除の適用を受けるなどの理由で、所得税の確定申告書を提出する場合

②ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

■草津税務署主催・キラリ工草津

（市民総合交流センター）での申告

昨年より会場が草津税務署からキラリ工草津に移りました。期間中は草津税務署には確定申告作成会場を開設しませんのでご注意ください。ただし、申告書の提出のみの場合は従来通り草津税務署で受付します。

期間 2月16日（休）～3月15日（休）

受付時間 平日 9時～16時

※還付申告は、申告期間前でも草津税務署で受付をしています

※草津税務署の駐車場は2月1日から3月15日まで利用できません

※入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況により、早めに受付を終了する場合があります。整理券は会場での当日配付か、無料通信アプリLINEを通じてオンライン事前発行で取得できます

※草津税務署やキラリ工草津では市県民税の申告受付はできません

国税庁LINE
公式アカウント
@kokusai



■日曜日の申告・相談

大津・草津税務署の合同申告書作成会場が開設されます。

日時 2月19日（日）・26日（日） 9時～16時

（多数の来場者があった場合、時間内でも終了する場合があります）

場所 大津税務署のみ

※車での来場はご遠慮ください

■次の人は税務署主催の会場で申告してください（市内各会場では受付できません）

- ・土地や株式の譲渡所得、事業所得、不動産所得などがある
- ・青色申告をする
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける
- ・亡くなった人の申告をする
- ・令和5年1月1日時点で本市に住民票がない
- ・令和4年分以外の申告をする
- ・国税にかかる納税証明や申告書控に税務署の受付印が必要
- ・雑損控除を受ける

■税理士による無料相談

日時 2月21日（火） 9時30分～12時
13時～15時30分

場所 栗東市商大会館3階研修室C（JR手原駅前）

※混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります
※土地・建物・株式などの譲渡所得、贈与税、相続税の申告については、税務署にご相談ください

問草津税務署 ☎562・1315

市の申告会場での申告

受付時間 9時～15時

市では、各会場を巡回し、申告相談を受付します。

※市役所税務課窓口では相談受付は行いません。記入済みの申告書の受領のみ行います

月日	申告会場	受付対象自治会
2月16日(木)	市役所(2階)	安養寺(東・西・南区・北区・団地・一区・レークヒル)、赤坂、日吉が丘
2月17日(金)		下戸山、下戸山親交、下戸山グリーンハイツ、リバティーヒル下戸山、きららの杜、上鉤
2月20日(月)		川辺、川辺住宅、川辺県営住宅、灰塚、平葉、川辺グリーンタウン
2月21日(火)		手原、手原団地、大橋、大橋住宅
2月22日(水)		岡、目川、目川住宅、坊袋、旭町、新屋敷、小柿四区
2月24日(金)	コミュニティセンター治田西(1階)	小柿(一区・二区・三区)、日の出町、中沢、中沢グローバル、中沢団地
2月27日(月)		下鉤(甲・乙・糠田井)、湖南平、北浦団地
2月28日(火)	コミュニティセンター大宝西(1階)	小平井(一区・二区・三区・四区・五区・香鳥)、十里、明日香、美里
3月1日(水)		壺仙寺、壺仙寺住宅、海老川、北中小路
3月2日(木)	コミュニティセンター大宝東(ウイングプラザ3階)	蜂屋、野尻、リソシエ栗東グランディス、グレイシィ栗東エクサーブ、ジオコート栗東、ルネスピース栗東ステーションスクエア、縋東、縋南、ウイングビュー、リーデンススクエア、ネバーランド、エスリード栗東
3月3日(金)		縋(北出・南出・花園・七里・成和・南橋)、大宝団地、グレイシィ栗東(オーブ・ビステージ・セレージュ・デュオ)、サーパス栗東駅前、エスリード栗東第2、エスリード栗東駅前パークレジデンス、西浦、円田団地、荻原、市川原、笠川
3月6日(月)	コミュニティセンター金勝(2階)	山入、辻越、蔵町、中村、トレセン
3月7日(火)		上向、下向、川南、中浮気団地、東坂、観音寺
3月8日(水)		美之郷、浅柄野、雨丸、ルモンタウン、片山、走井、成谷、井上
3月9日(木)	コミュニティセンター葉山(2階)	辻、小坂、今土、葉山団地
3月10日(金)		宅屋、中、出庭、清水ケ丘
3月13日(月)	コミュニティセンター葉山東(2階)	林、小野、小野南、小野北、北尾団地、栗東ニューハイツ
3月14日(火)		伊勢落、六地藏、六地藏団地
3月15日(水)	なごやかセンター	栗東市全域

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場への入場を制限しながら受付を行います。

また、今後の感染状況によっては、申告相談の開催予定が変更・中止となる場合があります。

その際は市ホームページなどでお知らせします

※入場時にはマスク着用、検温、手指消毒にご協力ください

※自治会により割り振りをしていますが、指定の日に都合が悪いときは、他会場へお越しくください

※市役所正面駐車場が満車の場合は、市役所前旧中央公民館跡地仮設駐車場・南側栗東第1駐車場を利用ください

※コミュニティセンター大宝東が会場の際、駐車場利用の無料化はウイングプラザ駐車場のみが対象です。

その他の施設などの駐車場は無料化できませんので、ご注意ください

※申告の手引きなどで「添付または提示」とされている証明書、領収書などは申告書に添付していただきます

※税務署発行の利用者識別番号を持参された場合は、原則添付書類を返却します



税務課 市民税係

☎ 551-0106 FAX 551-2010